

## 内部統制システム整備の基本方針

本法人は、2025年1月30日開催の理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

### 1 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。また、常任理事会は、日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定する。
- (2) 寄附行為並びに「理事会運営規程」、「常任理事会規程」及び「評議員会運営規程」に基づき、理事会、常任理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会、常任理事会及び評議員会の運営を行う。
- (3) 「事務専決規程」ほか関連諸規程及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事及び職員の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図るとともに、職務執行の適正性を確保し、機動的な業務執行とその有効性・効率性を高める。
- (4) 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「文書取扱規程」ほか関連諸規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

### 2 リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理全般を規定した「危機管理規程」ほか関連諸規程に基づき、想定されるリスクに対応した各種対応マニュアルを整備し、危機事象発生時には理事長を最高責任者とする危機管理体制を構築する。また、災害、事故その他の緊急時に備え、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- (2) 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規定等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- (3) 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、必要に応じて理事会で審議し、対策等の必要な事項を決定する。

### 3 コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事及び職員は、法令並びに寄附行為及び本法人の諸規程を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することにより、本法人の適正な運営及び本法人に対する社会的信頼を確保する。そのために、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス推進規程」ほか関連諸規程を定める。
- (2) 本法人の内外から匿名相談できる窓口を常設するとともに「公益通報者保護規程」ほか関連諸規程を定め、不正の未然防止を図り、速やかな調査と是正を行う体制を整備する。また、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、窓口に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

### 4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- (2) 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- (3) 監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置する。
- (4) 補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、原則として監事以外からの指揮命令を受けないものとし、当該補助職員の異動、人事評価及び懲戒等については、監事の意見を尊重する。
- (5) 監事は、理事会、評議員会等の重要な会議及び理事長との定期的な会合に補助職員を帯同し陪席させることができる。
- (6) 理事又は職員は、理事の職務執行により、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちにその旨を監事に報告する。
- (7) 理事又は職員は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- (8) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- (9) 理事長は、定期的に監事と会合を持つなど、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- (10) 監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

### 5 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。